

御影山手地区公園管理会 会則

第1条 名称・事務所

本会は、御影山手地区公園管理会と称し、事務所を会長宅に置く。

第2条 目的

本会は、神戸市と協力して、公園の美観維持向上に努め、子どもからお年寄りまで安心して快適に公園を利用でき、地域の憩いの場として育んでいき、地域の連帯の輪を広げることを目的とする。

第3条 運営

本会は、御影山手地区住民の総意にもとづき自主的に運営する。

第4条 活動

- (1)御影山手公園、第1御影山手小公園、第2御影山手小公園、第3御影山手小公園、第4御影山手小公園、天神山公園 御影山手中公園、御影山手大通り市民花壇の管理運営。
- (2)管理運営に要する経費及び資産の管理。
- (3)施設管理者との連絡・調整。
- (4)その他目的達成に必要な活動。

第5条 会員

本会は、第2条の目的に賛同する地域住民又は団体をもって構成する。

第6条 役員

(1)本会に次の役員を置く。

会 長 1名：本会を代表し、会務を統括する。

副会長 1名：会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

会 計 1名：会の会計・経理を担当する。

監 事 1名：会計・経理の事務を監査する。

委 員 若干名：本会の運営に協力し所属公園内の活動を推進する。

(2)役員は、会員の互選により選出する。

(3)役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第7条 会計年度・収支等

本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。また、経費は、市からの助成金その他をもってあてる。

附則 御影山手地区公園管理会 設立 平成7年(1995年)10月1日

公園管理会会則 改訂施行日 令和元年(2019年)10月1日

公園管理会会則 改訂施行日 令和6年(2024年)4月1日

令和6年度役員

会長

副会長

会計

監事

